相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市南区新飯田九〇六番地、最後の住所横浜市栄区公田町六三五番地
被相続人　亡　安中喜七郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月七日
神奈川県鎌倉市今泉台七丁目一五番四号
相続財産管理人　松田　幸雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県下新川郡入善町小摺戸一九一番地二、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　寺林　吉晴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月七日
富山県魚津市上村木一―二〇―三〇魚津商工会議所第二会館一階　法テラス魚津法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小路　泰彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県岩倉市神野町二七九番地、最後の住所愛知県岩倉市神野町二九九番地
被相続人　亡　丹羽　宏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月七日
名古屋市中区丸の内二丁目一七番一三号NK丸の内ビル七〇一号平井綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　平井　朝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市守山区茶臼前一四番、最後の住所名古屋市守山区茶臼前一四番五号
被相続人　亡　伊藤　定夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月七日
名古屋市中区丸の内二―一六―三〇丸の内魚住ビル二階
相続財産管理人　弁護士　鬼頭　治雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県五島市向町一二〇七番地二、最後の住所大阪府泉南市男里四丁目一五番二八号
被相続人　亡　藤尾仙一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月七日
大阪市北区西天満四丁目九番一二号リーガル西天満ビル七〇三
相続財産管理人弁護士　藤井　伸介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府泉佐野市日根野三〇七二番地、最後の住所大阪府泉佐野市旭町一三番七号
被相続人　亡　北庄司テル

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月七日
大阪府堺市堺区中瓦町一丁一番二一号堺東八幸ビル五階
相続財産管理人　小林　邦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市西区鳳西町一丁七九番地二〇、最後の住所大阪府和泉市阪本町三七八番地の六三
被相続人　亡　國武　哲雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月七日
大阪市中央区難波三丁目七番一二号GP・GATEビル七階
相続財産管理人　川瀬まやな

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県淡路市志筑二三番地、最後の住所兵庫県淡路市志筑二五番地一
被相続人　亡　森岡眞美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月七日
兵庫県淡路市多賀四七二番地四
相続財産管理人　司法書士　高田　明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県防府市大字富海一八九六番地、最後の住所兵庫県伊丹市清水三丁目二番一六号
被相続人　亡　宇多村喜代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月七日
兵庫県川西市萩原台西一丁目一七番地
相続財産管理人　戸越　照吉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県美作市笹岡一五番一地、最後の住所兵庫県淡路市佐野二六四八番地一
被相続人　亡　土居孝次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月七日
兵庫県淡路市多賀四七二番地四
相続財産管理人　司法書士　高田　明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西区京町堀一丁目九番地、最後の住所兵庫県西宮市今津大東町六番七号
被相続人　亡　由上多美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月七日
兵庫県尼崎市昭和南通三―二六第一松本ビル四階四〇二号室　尼崎法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大正　健二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市長田区花山町一丁目三番地、最後の住所神戸市東灘区魚崎北町五丁目七番二〇―九〇三号
被相続人　亡　岡田　紀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月七日
神戸市中央区明石町四八番地神戸ダイヤモンドビル八階
相続財産管理人　浅田　修宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市戸畑区菅原一丁目一二五番地、最後の住所北九州市戸畑区西大谷二丁目六番三号
被相続人　亡　濵田　浩三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月七日
北九州市小倉南区徳力三丁目一番一三号
相続財産管理人　中村　勝美

第64期決算公告

平成21年9月8日　東京都文京区本郷2丁目26番11号
株式会社種苗会館
代表取締役社長　渡邉　穎悦

貸借対照表の要旨
（平成21年6月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	106,604	流動負債	7,492
固定資産	111,009	固定負債	29,420
		株主資本	180,701
		資本金	60,000
		資本剰余金	14,285
		資本準備金	14,285
		利益剰余金	113,989
		利益準備金	11,551
		その他利益剰余金	102,438
		（うち当期純利益）	(7,154)
		自己株式	△7,573
資産合計	217,613	負債・純資産合計	217,613